

経支第 373 号
令和 3 (2021) 年 9 月 9 日

各市町中小・小規模企業支援主管課長
各商工会会長
各商工会議所会頭
栃木県商工会連合会長
（一社）栃木県商工会議所連合会長
栃木県中小企業団体中央会長

様

栃木県産業労働観光部長

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第 6 弾）周知について（依頼）

本県の産業労働観光行政に日頃から御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、9 月 13 日（月）以降、緊急事態措置が延長されたことに伴い、引き続き、酒類やカラオケ設備を提供する店舗の休業や、酒類やカラオケ設備を提供しない飲食店及び大規模施設等の営業時間短縮等を要請することといたしました。

この要請に応じて、対象店舗の休業や営業時間の短縮に御協力いただいた飲食店や大規模施設等に対し、別紙のとおり協力金を支給いたします。

つきましては、趣旨を御理解の上、感染防止対策の更なる徹底を図るため、周知への御協力をお願いいたします。

なお、通常 5 時から 20 時までの時間帯に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業する場合に限り、協力金（第 6 弾）の対象となります。また、通常 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業し、酒類やカラオケ設備を提供する飲食店等は、酒類やカラオケ設備の提供を取りやめ、営業時間を 5 時から 20 時までに短縮すれば協力金（第 6 弾）の対象となりますので、御留意ください。

経営支援課
中小・小規模企業支援室
TEL：028-623-3173

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第6弾】 飲食店等に対する協力金

県の要請に御協力いただいた飲食店等に対して協力金を支給します。

【協力期間】 9月13日（月）から9月30日（木）までの全18日間

【対象地域】 県内全域

【支給額】 中小企業等 72万円～180万円

[1日当たりの売上高×0.4（下限4万円／日、上限10万円／日）×18日]

大企業 360万円以内

[1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円／日）×18日]

【申請方法】 郵送又はインターネット

【受付期間】 9月24日（金）～11月30日（火）（消印有効）

（ただし、インターネットの受付は10月4日（月）から）

詳しくは、「営業時間短縮協力金コールセンター」にお問合せください。

（電話番号）028-651-3707

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第6弾】 大規模施設等に対する協力金

県の要請に応じて御協力いただいた大規模施設等に協力金を支給します。

- 【協力期間】 9月13日（月）から9月30日（木）までの全18日間
- 【対象地域】 県内全域
- 【対象施設】 県の要請に応じ営業時間短縮に御協力いただいた飲食店以外の大規模施設及び当該施設内のテナント
- 【支給額】
- （1）大規模施設
時短営業に応じた部分の面積1,000㎡ごとに20万円 × 時短率（*） × 18日間
（この他、テナント店舗数等による追加加算あり）
 - （2）大規模施設のテナント・出店者等
時短営業に応じた部分の面積100㎡ごとに2万円 × 時短率（*） × 18日間
- * 時短率 = 短縮した時間 / 本来の営業時間
- 【申請方法】 郵送又はインターネット
- 【受付期間】 10月1日（金）～11月30日（火）（消印有効）
（ただし、インターネットの受付は10月15日（金）から）

詳しくは、「大規模施設等協力金コールセンター」にお問合せください。

（電話番号） 028-651-3708

（受付時間） 平日 午前9時から午後5時まで